

博士学位論文審査要旨

2012年1月14日

論文題目： 取締役の会社に対する責任 中日両国の比較を中心に一

学位申請者： 樊 紀偉

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副査： 司法研究科 教授 早川 勝

副査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

要 旨：

本論文は、取締役の会社に対する責任について、日本法と中国法を比較法的に研究し、同テーマについて、中国法に有益と思われる立法提案を行うものである。

日中両国の会社法では、取締役の会社に対する義務として、善管注意義務（中国では勤勉義務と呼ばれる）と忠実義務を規定している。中国法における勤勉義務の内容は明確ではなく、本論文では、取締役の監視義務、内部統制システムの構築義務などをその内容として定めるべきとする。他方で、会社の経営における取締役の裁量と責任とのバランスをとる方法として、日本の裁判実務で定着しつつある経営判断の原則の導入を提案する。つぎに、忠実義務の具体的内容として、中国法でも、利益相反取引と競業取引の規制が存在するものの、取引の承認機関が株主総会とされるなど、機動的な意思決定に欠けるものとなっている。本論文では、承認機関を監査役会に委ねるとともに、その決定に際して、取締役に重要事実の事前開示と事後報告を義務付けることを提案している。また、取締役の責任を厳格に法定したとしても、それが遵守されなければ意味をなさない。法令遵守を確実に行わせるためには、取締役の責任追及制度の整備が不可欠である。この点については、中国法では、株主代表訴訟制度が存在する。しかし、これまで、同制度が十分に活用されてきたとは言えない。本論文では、その理由を、代表訴訟提訴権が少数株主権とされている点にあると指摘する。その上で、かかる提訴権を日本法と同様に単独株主権とするとともに、予想される濫訴に対処するため、担保提供制度の導入を提案する。このほか、裁判所に対する手数料の修正など、株主代表訴訟を容易するための改正案が提示されている。

中国においては、急速に会社法の整備が行われたが、その内容には課題が多い。会社法に関する中日法制の比較検討は、これまでも、断片的に行われてきた。しかし、取締役の会社に対する責任について、その意義から責任追及方法に至るまで、総合的かつ網羅的に検討がなされたものはない。本論文は、この点で、比較法的に大きな意義を有するものである。そこで展開されている中国法に対する改正提案は、学問的・実務的にも、示唆に富むものと評価できる。以上のことから、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

総合試験結果の要旨

2012年1月14日

論文題目： 取締役の会社に対する責任 中日両国の比較を中心に一

学位申請者： 樊 紀偉

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 川口 恭弘

副査： 司法研究科 教授 早川 勝

副査： 法学研究科 教授 伊藤 靖史

要 旨：

本論文は、取締役の会社に対する責任について、日本法と中国法とを比較法的に研究するものである。ここでは、中国法における取締役の義務と責任の内容を明確にし、さらに、責任追及を容易にするため、株主代表訴訟制度の改正を提案する。論文は中国法への立法提案を行うものであるものの、比較対象となった日本法の課題も、これにより確認できるという意義も見出せる。これまで、取締役の責任全般について、中日の会社法を総合的・網羅的に検討するものは見当たらず、この点で大きな意義がある。

2012年1月14日の14時30分から15時30分にかけて、総合試験を行った。学位申請者から、論文内容について説明を受けた後、質疑応答を行った。いずれの質問についても、適切な回答を得ることができ、学位申請者の、このテーマに関する深い知識と理解力を確認することができた。また、質疑を通して、本論文が、中国の取締役制度の問題点と改善策を日本で初めて網羅的に紹介するものとして十分に信頼できることが明らかになった。

中国語の語学力については、学位申請者の国籍および論文の内容から、その能力を改めて確認するまでもないと判断した。また、学位申請者は、本学大学院法学研究科後期課程の正規試験を受け合格した者であり、その際、英語による語学試験に合格している。以上により、学位申請者は、学位に値する十分な専門能力および語学能力を有すると認められる。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：取締役の会社に対する責任—中日両国の比較を中心に—

氏名：樊紀偉

要旨：

1 問題意識

近年、日本では、会社不祥事が跡を絶たず、1990年代にインサイダー取引、利益供与、損失補填など、2000年代に食肉偽装、有価証券報告書虚偽記載、粉飾決算などの多くの不祥事が発生した。2011年11月には、オリンパスが証券投資の膨大な損失を隠していた問題が明らかとなった。こうした不祥事は、会社ひいては株主に多くの損害を与えている。取締役の不正・不法行為から会社ひいては株主の利益を保護するためには、取締役の責任制度を再検討する必要がある。一方、中国においては、1990年代から、経営者によるインサイダー取引、相場操縦、不実開示など、会社、株主および投資家に損害を与えた事件が相次いで発生した。なお、中国法は、会社と取締役の刑事責任を重視する一方で、取締役の会社に対する民事責任を軽視していた。会社ひいては株主の利益を守るためには刑事責任のみでは不十分で、取締役が会社に対しどのような義務を負うべきか、そして会社の損害に対しどのような責任を負うかは、検討しなければならない緊急の課題といえる。

中日両国における取締役の義務制度と責任制度は、類似点が少なくない。日本法における取締役責任制度を検討することは、中国における取締役責任制度の改善に重要な意義がある。

2 研究方法

本論文は、まず、中日両国における取締役の義務と責任の沿革を検討する。これを踏まえて、中日両国における取締役の義務と責任制度の比較法研究を行う。そこでは、中国の独自性に配慮をしつつ、日本の取締役の責任制度における立法経験、理論を吸収する可能性と必要性を検討する。特に、両国の制度の相違点に

焦点をあて、その相違点が存在する原因を究明し、中国における取締役の会社に対する責任制度の在り方を考察したい。学説のみならず、判例の動向にも注目する。

3 論文構成

本論文は、取締役の会社に対する義務と責任およびその責任追及制度について、日本法と中国法を比較法的に分析するものである。本論文では、取締役の義務について善管注意義務（勤勉義務）と忠実義務を取り上げ、両者の態様、内容、違反の効果および法的責任についてそれぞれ詳細に考察する。また、その責任を実現する有効な方法としての株主代表訴訟制度を検討する。

第1章では、取締役と会社との関係を検討したうえで、取締役の善管注意義務と忠実義務を概観し、日本と中国における両義務の性質を検討する。日本では、取締役の善管注意義務と忠実義務が同質のものというのが通説である。これに対し、中国の通説によると、両義務は異質のものである。その結果、両義務に違反した法的効果について、中日両国に相違が見られる。すなわち、日本法の場合には、両義務に違反した取締役は会社に対し損害賠償責任を負うのに対し、中国法の場合には、勤勉義務に違反した取締役は会社に対し損害賠償責任を負うものの、忠実義務に違反した取締役はその義務違反により得た利益を吐き出さなければならない。

第2章では、取締役の善管注意義務を取り上げ、その内容、経営判断原則の適用問題、そして義務違反の場合の責任について、日本法と中国法を比較法的に検討する。そこでは、日本における取締役の善管注意義務の具体的な内容として、監視義務、内部統制システム構築義務などを検討対象とする。続いて、善管注意義務違反の有無を判断する際に適用される経営判断原則の理論と判例上の実態を考察する。続いて、中国における取締役の勤勉義務の内容として、法令遵守義務と監視義務を検討する。その上で、経営判断原則の理論と判例上の実態を詳細に分析し、実務上は日本のように経営判断原則が適用されていないことを明らかにする。さらに、勤勉義務違反によって損害賠償請求権が発生する要件について学説の見解を検討する。以上の検討を踏まえ、中国における監視義務の強化、経営判断原則の適用および法令違反責任が発生する要件の完備などの課題を探り、中

国法への提言を試みる。

第3章では、取締役の忠実義務を取り上げ、その内容および性質、義務違反による責任について、日本法と中国法を比較法的に検討する。ここでは、忠実義務を具体化した競業避止義務と利益相反取引に関する義務について、日本と中国との立法、理論および判例を検討する。また、両国において明文で規定されていない従業員引抜きの規制について、理論と判例を比較法的に検討する。その比較法的検討により、中国においては、競業取引と利益相反取引に関する承認機関が株主総会に限定される点、承認機関に対する取締役の重要な事実を開示する義務および競業取引と利益相反取引をした取締役の重要な事実を報告する義務が欠乏する点について、問題提起をしたい。また、日本における忠実義務違反の任務懈怠責任と中国における忠実義務違反の利益吐出しの要件と法的効果を検討し、忠実義務違反による取締役の責任制度の在り方を探求する。

第4章では、株主代表訴訟制度に焦点を合わせ検討する。中国では、2005年中国会社法改正によって同制度が導入された。本章では、同制度の導入の背景、理論、立法および実務上の運用を検討し、原告適格、被告の範囲、裁判所に納付する訴訟費用、提訴前の手続き、担保提供制度、会社とほかの株主の訴訟への参加などをめぐり、中日両国における株主代表訴訟制度の比較法的検討を展開する。その比較法的検討のうえで、中国における株主代表訴訟制度についての課題を検討し、取締役の会社に対する責任を円滑に実現し、株主代表訴訟をより容易に提起するための中国法への提言を試みる。

4 中国法への提言

以上の中日両国の比較法検討を通じて、中国における取締役の義務とその責任の立法に関して、つぎの提言を行いたい。

中国においては、取締役の監視義務が強要されていない。したがって、不正・違法行為を予防するために、取締役の監督義務を条文上明確に規定すべきである。この義務に違反し、会社に損害を与えた場合には、善管注意義務違反による責任を負うべきである。さらに、公開会社の取締役は、その経営が社会に与える影響の大きさから、内部統制システムの構築が義務付けられるべきである。

善管注意義務に違反した取締役の損害賠償責任を追及するに当たり、取締役に

過失があることが必要である。取締役の善管注意義務違反により会社に損害が発生した場合、常に、当該取締役の過失が認められるべきであるが、取締役は過失がないことを証明すれば、責任を負わない。取締役の過失があったか否かについては、経営判断原則を用い、判断すべきである。

また、取締役と会社との間に利益相反が発生する具体的なものとして、競業取引と利益相反取引がある。中国法でもこれらの取引を規制する規範が存在する。これらの規範の実効性をより高めるために、取引当事者である取締役による重要事実の開示義務および事後の報告義務の整備を行うことは、中国会社法における取締役の忠実義務の重要な課題である。

なお、競業取引と利益相反取引について、会社の承認を受けたものと比較して、承認を受けなかった取引は危険性が高いため、会社の承認を受けなかった場合には承認を受けた場合よりも取締役の責任が強化されるべきであろう。この点からみると、承認を受けた場合には取締役に過失責任を負わせ、承認を受けなかった場合には無過失責任を負わせることが合理的ではないかと考える。また、競業取引による会社の損害について、その損害額の立証が極めて困難であることから、その立証を容易にするために、取締役または第三者が得た利益の額は、会社の損害の額と推定すべきである。

最後に、株主による経営者の不正行為に対する監督機能を発揮するために、株主代表訴訟の果たすべき役割が大きい。中国において、これまで、株主代表訴訟が提起された例はあまり多くない。その主な理由として、原告適格と手数料の問題があると考えられる。中国法では、株式会社の株主に対し株主代表訴訟は少数株主権として規定されている。そのため、一般株主がこの要件を満たすことは稀である。さらに、裁判所に支払う手数料についても、特別の規定がない。株主代表訴訟提起権を単独株主権に変えること、手数料を一律にすること等の修正を行うことで、株主代表訴訟が容易に提起されることが期待される。これとともに、株主代表訴訟の濫用を防止するための担保提供制度の整備も中国法の課題である。